

鳥取県告示第五百十四号
 肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条の規定に基き次の肥料の登録は失効した。
 昭和三十一年十一月二日

鳥取県知事 遠藤 茂

登録番号	肥料の名称	保証成分量（パーセント）		住 所	業 者 氏 名
		窒素全量	磷酸全量加里全量		
鳥取県第一四〇号	五、三菜種油粕	五・三	二・三	一・三	東伯郡北条町江北七三八 中北条農業協同組合 組合長理事 齊尾嘉久
第一四一号	〃	五・三	二・三	一・三	由良町由良宿四九九 荒木 義明
第一五八号	四、五	四・五	二・〇	一・〇	西伯郡日吉津村大字日吉津 長谷川 香 九〇一
第一五九号	〃	四・五	二・〇	一・〇	大字富吉一〇三三 前田 進
第一七五号	五・二	五・二	二・三	一・〇	〃 大和村大字佐陀四九六 松井 規
第一七九号	〃	五・二	二・三	一・三	境港市渡二二四一 松本 隆三
第一八〇号	五、三	五・三	二・三	一・三	岩美郡津ノ井村大字桂木二 津ノ井村農業協同組合 寺坂直次郎 九三
第一八二号	〃	五・三	二・三	一・三	鳥取市後文二四〇ノ三 大和農業協同組合 加藤 重蔵

鳥取県告示第五百十五号
 食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三号）
 第三十五条の四の規定にもとづき、次のとおり米飯提供
 業者の登録をした。

昭和三十一年十一月二日

鳥取県知事 遠藤 茂
 登録番号 第七二七号
 氏名 木村 芳治
 営業所所在地 米子市角盤町二丁目十七番地
 営業内容 一般食堂

鳥取県告示第五百十六号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三号）
 第三十五条の四の規定にもとづき次のとおり米飯提供業
 者の登録をした。

昭和三十一年十一月二日

鳥取県知事 遠藤 茂

登録番号 第七二六号
 氏名 神野 久雄
 営業所所在地 鳥取市瓦町
 業種内容 一般食堂

鳥取県告示第五百十七号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三号）
 第十九条第一項第三号の規定にもとづき、次のとおり小
 売販売業者甲の臨時業者登録をした。

昭和三十一年十一月二日

鳥取県知事 遠藤 茂
 一 登録した業者

登録番号 第四〇一号
 登録年月日 昭和三十一年十一月二日
 名称 中嶋精麦製粉株式会社藪片原販
 売所
 営業所所在地 鳥取市藪片原町
 事業区域 鳥取市第一

二 廃業した業者

登録番号 東第十九号
氏名 林 孝之
営業所所在地 鳥取市藪片原町

鳥取県告示第五百十八号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三十三号）第十八条第二項第五号の規定により生活上消費者か昭和三十一年十二月一日をもつて登録変更するため市町村長に届け出る期間を次のとおり定める。

昭和三十一年十一月二日

鳥取県知事 遠 藤 茂

昭和三十一年十一月二十一日および二十二日

鳥取県告示第五百十九号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第六十二条第二項の規定に基いて土地配分計画を作成したので同条第三項の規定により次のとおり告示する。

昭和三十一年十一月二日

鳥取県知事 遠 藤 茂

区分	地区名	所在地			入植者 予定 面積
		郡市	町村	大字	

土地 (名和庄内)	逢坂外四	西伯	名和	高田	一 二四〇〇町
	奥岩本	東伯	東伯	八橋	一 四、〇〇〇
(光徳)	逢坂外四	西伯	名和	豊成	三 一〇、八〇〇
			逢坂	倉谷	松河原

鳥取県告示第五百二十号

次の区域における基本測量を終了した旨建設省地理調査所長から通知を受けた。

昭和三十一年十一月二日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 作業地域 鳥取市、岩美郡津ノ井村、八頭郡智頭町、用瀬町、河原町、船岡町、郡家町

鳥取県告示第五百二十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十項の規定により、土地改良区から次のように役員が退任および就任した旨届出があつた。

昭和三十一年十一月二日

鳥取県知事 遠 藤 茂

退任した役員の名および住所

北条土地改良区

理事長	沢 辰 藏	東伯郡大栄町大字原
代理	山本 廉 男	倉吉市小田
	生 田 貢	東伯郡北条町大字江北
	中 江 豊	下 神
理事	山 協 実 藏	倉吉市巖城
	西 谷 繁 雄	古川沢
	河 本 喜 代 定	下古川
	徳 田 文 之	井手畑
	伊 東 義 男	新 田
	東 春 藏	中 江

生 田 重 之	大塚
神 宮 恒 正	穴窪
引 田 武 俊	東伯郡北条町大字江北
加 藤 巖	
淀 瀬 良 藏	
齊 尾 嘉 久	国坂
森 本 晴 隆	
山 本 涼 三	土下
岸 田 弘	
田 熊 善 之 助	米里
日 置 吉 太 郎	島
矢 木 稔	北尾
河 本 肇	田井
三 谷 武	弓原
上 田 哲 男	下 神
奥 谷 正 信	松 神
谷 本 正 和	曲
完 井 菊 松	東伯郡大栄町大字原

理事 後藤 雅章
 勝部 惠
 勝本 甫
 神馬 篤重
 大橋 武夫
 勝部 壽弘
 青谷町北河原土地改良区
 理事長 谷口 秀次
 理事 田中 民蔵
 尾崎 梅次
 広富 正義
 北村 鉄治
 広富 俊雄
 田中 栄
 北条土地改良区
 理事長 沢住 辰蔵
 代理 山本 廉男
 中江 豊
 東伯郡大栄町大字原
 倉吉市小田
 東伯郡北条町大字下神

加藤 巖
 中村 喜一
 山口 芳治
 西谷 繁雄
 河本 喜代定
 徳田 文之
 伊東 義男
 東 春蔵
 生田 重之
 神宮 恒正
 引田 武俊
 松本 伝
 清水 長太郎
 山本 涼三
 齊尾 嘉久
 馬淵 隆蔵
 岸田 弘
 田熊 善之助
 東伯郡大栄町大字東園
 倉吉市巖城
 古川 沢
 下古川
 井手 畑
 新田
 中江
 大縁
 穴窪
 東伯郡北条町大字江北
 江北
 土下
 米里

湖東大浜土地改良区
 理事 入江 昶
 渡辺 改治
 竹本 重美
 村山 定太郎
 小玉 竹蔵
 奥田 平治
 敦賀 久次郎
 石黒 圭太郎
 奥村 秀治
 鳥取市大工町頭
 馬場町
 伏野
 賀露町
 湖山町
 山崎 祥雄
 中村 喜一
 龜山 政由
 井中正男
 吉田 啓蔵
 磯江 長幸
 磯江 国男
 平田 保太郎
 瀬戸
 東園
 西園
 六尾
 北条町大字下神
 倉吉市新田
 東伯郡北条町大字江北
 大栄町大字瀬戸

丸山土地改良区
 理事長 柴田 栄治
 理事 坂口 頼惠
 杉本 キ寿
 林原 満
 林原 肇
 柴田 嘉一
 本田 忠夫
 吉長土地改良区
 理事長 金川 薫
 西伯郡岸本町大字丸山
 西伯郡岸本町大字吉長
 山根 幸一
 杉田 光好
 星見 重蔵
 山根 寿三郎
 山根 重蔵
 大久保 豊
 渡部 重治
 田中文太郎
 賀露町
 三津
 就任した役員の氏名および住所

鳥取県人事委員会規則第十四号

職員の勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則
職員の勤務条件に関する措置の要求に関する規則（昭和二十六年鳥取県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「職員」の下に「（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条に規定する職員を含む。以下同じ。）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十一年十月一日から適用する。

職員の不利益処分に關する審査に關する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十一年十一月二日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 覚 藏

鳥取県人事委員会規則第十五号

職員の不利益処分に關する審査に關する規則の一部を改正する規則

職員の不利益処分に關する審査に關する規則（昭和二十六年鳥取県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「職員」の下に「（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条に規定する職員を含む。以下同じ。）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十一年十月一日から適用する。

鳥取県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十一年十一月二日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 覚 藏

鳥取県人事委員会規則第十六号

鳥取県人事委員会事務局組織規則の一部を

改正する規則

鳥取県人事委員会事務局組織規則（昭和二十六年鳥取県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中

「雇傭人」を削る。

第三条第五項中「雇及び」を削り、同条第六項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十一年十月一日から適用する。

鳥取県人事委員会議事規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十一年十一月二日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 覚 藏

鳥取県人事委員会規則第十七号

鳥取県人事委員会議事規則の一部を改正する規則

鳥取県人事委員会議事規則（昭和二十六年鳥取県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「午後一時」を「午前十時三十分」に改め、同条第二項中「定例会に附する事項及び」を削る。

第七条を次のように改める。

（出席者）

第七条 事務局長、事務局次長及び委員長の指定する職員は、会議に出席する。

第八条第一項中「幹事」を「事務局長」に改める。

第九条第一項中「幹事」を「委員長の指定する職員」に改め、同条第二項中「及び幹事」を削り、同条第三項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の給料の調整額に関する規則をここに公布する。
昭和三十一年十一月二日
鳥取県人事委員会委員長 中 本 覚 藏
鳥取県人事委員会規則第十八号

職員の給料の調整額に関する規則

(この規則の目的)

第一条 この規則は、職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号。以下「給与条例」という。)第七条の規定に基き、職員の給料の調整額に関する事項を定めることを目的とする。

(給料を調整する職)

第二条 給料の調整は、盲学校及びろう学校に勤務する校長、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常勤の者に限る。)実習助手及び寮母(以下「特殊教育職員」という。)について行つて行つるものとする。

(調整額)

第三条 特殊教育職員の給料の調整額(以下「調整額」という。)は、その者について定められた給料月額と

その給料月額に相当する給与条例別表第五の通し号給表(以下「通し号給表」という。)の額に対応する号給より一号給上位の号給に対応する通し号給表の額との差額とする。

2 勤務地手当、期末手当、勤勉手当及び給与条例第十六条に規定する勤務一時間当りの給与額の計算においては、給料の月額と前項の調整額を加えたものをもつてその基礎となる給料月額とする。

(調整額の支給)

第四条 調整額の支給に関しては、給料の支給の例による。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則施行の際、現に従前の規定に基いて行われている給料の調整は、この規則の規定に基いて行われたいものとみなす。

公 告

毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三三号)第八條第一項第三号の規定により毒物及び劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

昭和三十一年十一月二日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 期日及び場所

昭和三十一年十二月五日 午前十時から

倉吉市広瀬町 倉吉保健所講堂

二 試験の種類及び科目

1 筆記試験

(A) 毒物及び劇物に関する法規

(B) 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法

法ただし農薬のみ受験する者については毒物及び劇物の範囲を別記のとおりとする

2 実地試験

毒物及び劇物の識別並びに取扱方法ただし農薬用

のみ受験する者については毒物及び劇物の範囲を別記のとおりとする。

三 手 続

受験希望者は毒物及び劇物取締法施行細則(昭和二十六年三月鳥取県規則第九号)に定める試験申請書に五百円の収入証紙をはりつけ次の書類を添えて昭和三十一年十一月二十四日までに所轄保健所長に提出すること。

1 履歴書

2 戸籍抄本

3 写真(申請前六箇月以内に脱帽で上半身を撮影した手札型で台紙のもの)(二葉)

4 精神病者又は麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒者、おし、つんぼ、盲又は色盲でないことを証する医師の証明書

別 記

一 黄燐、硫化燐及びこれらのいずれかを含有する製剤
二 シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただしベル

- リン青黄血塩、赤血塩、ロタン化合物及び石灰窒素並びにこれらのいずれかを含有する製剤を除く。
- 三 水銀化合物及びこれを含有する製剤。ただし朱、甘汞、黄色ヨード汞、オレイン酸水銀、白降汞、雷汞及びこれらのいづれかを含有する製剤を除く。
- 四 ニコチン、その塩類及びこれらのいづれかを含有する製剤。
- 五 砒素、その化合物及びこれらのいづれかを含有する製剤。
- 六 亜鉛塩類、ただし炭酸亜鉛及び雷酸亜鉛を除く。
- 七 苛性ソーダ及びこれを含有する製剤。ただし水酸化ナトリウム五%以下を含有するものを除く。
- 八 クロルピクリン及びこれを含有する製剤。
- 九 硅弗化水素酸塩類。
- 十 銅塩類。ただし雷銅を除く。
- 十一 二硫化炭素及びこれを含有する製剤
- 十二 バリウム化合物。ただし硫酸バリウムを除く。
- 十三 ホルムアルデヒド含有物。ただしホルムアルデヒド一%以下を含有するものを除く。

- ド一%以下を含有するものを除く。
- 十四 ロテノン及びロテノン含有する生薬（デリス根、魚藤根の類）並びにこれらのいずれかを含有する製剤。ただしロテノン二%以下を含有するものを除く。
- 十五 硫酸及びその含有物。ただし硫酸一〇%以下を含有するものを除く。
- 十六 モノフルオール酢酸、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤
- 十七 テトラエチルピロホスフェイト及びこれを含有する製剤。
- 十八 ヘキサエチルテトラホスフェイト及びこれを含有する製剤。
- 十九 ジエチルパラニトロフェニルチオホスコエイト及びこれを含有する製剤。
- 二十 ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。
- 二十一 エチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト及びこれを含有する製剤。

- 二十二 オクタメチルピロホスホルアミド及びこれを含有する製剤。
- 二十三 ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。
- 二十四 モノフルオール酢酸アミド及びこれを含有する製剤。
- 二十五 磷酸ナトリウムを主たる成分とする物であつて、砒素又は砒素化合物を含有するもの。ただし砒素〇・一%以下を含有するものを除く。
- 二十六 プロムメチル。
- 二十七 二―四―ジニトロ―六―シクロヘキシルフェニール及びこれを含有する製剤。ただし二―四―ジニトロ―六―シクロヘキシルフェニール一五%以下を含有する製剤を除く。
- 二十八 ベンタクロルフェノールその塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただしベンタクロルフェニール五%以下を含有するものを除く。
- 二十九 ニーイソプロピル―四メチルピリミジル―六―

- ジエチルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。
- 三十 ジクロルベンジル酸その化合物及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただしジクロルベンジル酸一五%以下を含有するものを除く。
- 三十一 ヘキサクロロエポキシオクタヒドロエンドエノドジメタノナフタリン及びこれを含有する製剤。
- 三十二 ヘキサクロロヘキサヒドロジメタノナフタリン及びこれを含有する製剤。ただしヘキサクロロヘキサヒドロジメタノナフタリン五%以下を含有するものを除く。
- 三十三 ヘキサクロロエポキシオクタヒドロエンドエノドジメタノナフタリン及びこれを含有する製剤。ただしヘキサクロロエポキシオクタヒドロエンドエノドジメタノナフタリン五%以下を含有するものを除く。
- 三十四 硝酸タリウム及びこれを含有する製剤。ただし硝酸タリウム〇・三%以下を含有し、黒色に着色されかつトウガラシエキスをを用いて著しくからく着味されているものを除く。

三十五 硫酸タリウム及びこれを含有する製剤。ただし硫酸タリウム〇・三%以下を含有し黒色に着色されかつトウガラシエキスをを用いて著しくからく着味されているものを除く。

三十七 燐化亜鉛及びこれを含有する製剤。ただし燐化亜鉛一%以下を含有し、黒色に着色されかつトウガラシエキスをを用いて著しくからく着味されているものを除く。